る者が不存在の場合、他に相続人が存在して も保険金を受け取ることができず、その保険 金は他の加入者の配当原資に回されることに ついて、わかりやすく説明すること。

- 2. 死亡保険金受取人が指定されていても、被保険者よりも先に死亡した場合、指定されていた死亡保険金受取人の相続人や、被保険者の相続人が受取人になるのではなく、死亡保険金受取人は無指定の状態になり、「遺族」に該当する者が死亡保険金受取人になることについて、わかりやすく説明すること。
- 3.「遺族」に該当する者の範囲と相続人に該 当する者の範囲の違いをわかりやすく説明す ること。

【お問い合わせの趣旨】

- 1. ホームページ改定とプラン統一の具体的な 日時、統一する新プランの各種料金や中途解 約時の返金額などの契約内容など。
- 2. また、新プランに統一するにあたり、同社 と面談協議を行うことについての同社の考え 方について。

(3) エクササイズスタジオ「ピラティスス タイル」を運営する(株)ぜんに対して「申入 れ兼要請書」を送付しました。

消費者からの情報提供を受け、同社の会則等の内容について検討したところ、消費者契約法に照らして疑義が生じると思われる事項が確認されたため、2016年8月23日付「お問い合わせ」を送付し、同年9月12日付「回答書」を受領しました。

同社からの「回答書」を検討した結果、同社 に対して「申入れ兼要請書」を、2016年11月 25日付で送付しました。

【申入れの趣旨】

- 1. 同社では、消費者との月額会員契約の締結にあたり、「入会後4ヶ月間は、休会・退会ができない」と口頭で説明を行い、消費者はこの説明内容に同意して契約を締結しており、この内容は本件契約の条項となっている。本件条項は、消費者契約法10条に該当し無効となるため、本件条項の削除を求める。
- 2. また、本件条項は、会員が休会・退会の申入れをした後も月会費を支払うこととなる点で、本件条項の解約に伴う違約金を定めた条項であるともいえる。しかし、この違約金の額は、消費者契約法9条1号の規定する「平均的な損害」を越えており無効となるため、本件条項の削除を求める。
- 3. 同社の「体験の際の免責事項及び生徒(お客様)同意書」にある、①体験レッスンで生じたすべての危険あるいは怪我に対する責任を体験者に負わせる条項、②スタジオでの盗難・紛失に際し本スタジオは一切の責任を負わないとする条項、③現在及び今後発生する一切の損害賠償権を放棄する条項は、消費者契約法8条1項1号、3号に該当し無効となるため、本件条項の削除または修正を求める。

【要請の趣旨】

1. 入会者に、入会時、同社の担当者が説明した 契約内容が記載された書面の交付をすること。 2. 退会等の手続方法を郵送等でも認めること。

≪提言要請活動≫

旧簡易生命保険法の保険金の受取人の取り扱いについて、適切な対応を求めて、総務大臣宛てに、2016年10月28日付「要望書」を送付しました。

行事のご案内

「平成28年度地方消費者フォーラムinひょうご ~"広げよう地域へ!つなげよう世代を超えて!"」が、2月20日に開催されます。

地域で消費者問題に携わる個人、消費者団体、行政などが交流・連携を深めるために、今年も地方消費者フォーラムを開催します。みなさまの積極的なご参加をお待ちしております。

■開催日時:2017年2月20日(月)受付10:00~

■開催会場:兵庫県農業会館(神戸市中央区海岸通1番地)

■開催内容:1.「チェンジメーカーズ~消費者の権利のための闘い」上映会

2.全体会、3.壁新聞交流会。

■定 員:250名(要事前申し込み)

■主 催:地方消費者フォーラム近畿ブロック実行委員会・消費者庁

※KC'sも「実行委員会参加団体」として、企画・運営に参加しています。フォーラムの企画内容、会場地図、 申込みなど詳細は、KC's事務局(TEL:06-6920-2911)まで、お問い合わせください。 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 略称:KC's(内閣総理大臣認定 適格消費者団体)

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1 天満橋千代田ビル2号館5階 TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730 eメール:info@kc-s.or.jp HP:http://www.kc-s.or.jp/

年頭のごあいさつ 12年目を迎えて、大きく羽ばたく年に!

あけましておめで とうございます。

昨年は、消費者に とって新しいスター トの年となりました。 10月1日、「消費者の 財産的被害の集団的

な回復のための民事の裁判手続の特例に関する 法律」(以下、「新制度」)が施行され、消費者 被害に遭った個々の消費者に代わり、国に認定 された「特定適格消費者団体」が、金銭的な被 害回復を求めて訴訟を提起できるようになりま した。これまでの差止請求訴訟では、適格消費 者団体が勝訴しても将来的な消費者被害拡大を 防ぐのみでした。多くの消費者が、個人で訴訟 を起こすことをためらい、泣き寝入りしていた 現状から、消費者被害の回復に向けて大きく前 進した年となりました。

昨年一年間のKC'sの取り組みですが、10月24日に、家賃債務保証会社に対する契約条項の一部使用停止を求めた差止請求訴訟を、新たに大阪地裁に提起しました。KC'sでは、家賃債務保証会社と賃借人とのトラブルが社会問題化していることを受け、家賃債務保証会社の契約条項について、早くから検討を続けており、今回の訴訟提起となりました。

また、KC'sの請求をすべて認めた貸衣装会社への差止請求訴訟終了後、請求内容の確実な履行を求め、被告2社が使用を差止められた契約条項を使用した場合、違反行為1回あたり15万円の間接強制金を課すという申立てをしていましたが、昨年2月には、大阪地裁より間接強制

適格消費者団体·特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(略称: KC's)

理事長 榎 彰 徳

の決定が出されました。

裁判外の差止請求としては、「インターネッ ト宿泊予約サイト」、「健康食品販売」、「結婚相 談所 |、「スポーツクラブ | について、消費者か らの情報提供に基づいて弁護士・司法書士・相 談員・消費者のみなさんに参加いただき、それ ぞれの検討グループを立ち上げて活動し、一定 の成果をあげてきました。さらには、メールマ ガジン・ニュース等での広報活動や、大阪府消 費者フェア・消費者庁消費者フォーラムなどの 実行委員会に参加し行政のみなさんとの連携協 力を進め、消費者団体のみなさんと連携して 各種消費者セミナーの開催にも取り組んできま した。また、事業者と消費者の相互理解・信頼 再構築をめざして立ち上げた「双方向コミュニ ケーション研究会」は、6年間の取り組みを経て、 消費者市民社会の実現につながっていくという 手応えを感じています。

2017年、KC'sは、これまでの取り組みとあわせて、「新制度」のもと、消費者被害の回復を担う「特定適格消費者団体」としての認定を受ける準備を進め、できるだけ早い時期に申請したいと考えています。

今年は、2005年12月3日に産声をあげたKC's

にとって、ちょうど"年女・年男"にあたります。12年目を迎えて、大きく羽ばたく年となるよう一層の努力をしていきますので、本年も、みなさまの引き続きのご支援・ご協力をお願いいたします。



12月14日、日本流通産業株式会社(略称:ニチリウ)で、KC's坂東俊矢 常任理事が、講演させていただきました。

2016年12月14日、日本流通産業株式会社の 本社にて、KC'sの坂東俊矢常任理事が、「適格 消費者団体のこれまでとこれから - 集団的被害 回復制度と消費者支援機構関西 (KC's) | をテー マに、講演させていただきました。また、講演後、 若干の質疑応答がなされました。当日は、ニチ リウグループ(下段、「ご紹介」参照)加盟社9 名とニチリウ社員8名が参加されました。

<講演概要>

1. 適格消費者団体の設立とその役割

2006年6月、消費者契約法が改正されて、内 閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体に消 費者契約法に規定された不当勧誘、不当条項に 対する差止請求権が認められました。この制度 は、消費者による権利行使を市場や取引の公正 につなげるためには、不可欠の制度でした。もっ とも、差止請求だけが適格消費者団体の役割で はありません。市場や取引の公正のためには、 事業者と消費者の率直な対話が必要です。一方 で、消費者や消費者団体も多様です。取引に関 する消費者問題に対する対話の当事者としての 役割を適格消費者団体は担っているのです。

2. KC's は今まで何をしてきたのか?

適格消費者団体の差止請求の範囲は、消費者 契約法だけでなく、特商法や景表法、そして食 品表示法にまで広がっています。これまでに、 全国14の適格消費者団体が約50件の裁判によ る差止請求を行ってきました。KC'sも、今まで に9件の訴訟をして、いずれも勝訴あるいは勝 訴的な和解を実現しています(1件は提訴中)。 もっとも、差止は裁判だけで実現されるもので はありません。むしろ、事業者との協議、話し 合いで問題の解決が図られることが大部分なの です。全国で300件余り、KC'sでも約80件が 裁判に至らずに解決がなされています。例えば 家庭用警備会社との協議では、契約書の改訂と それに基づいた業界としての検討が実現しまし た。関西の鉄道会社の定期券特例払戻期間を3 日間から関東並みの7日間に延長した事案では、 法律的には差止権限がないのですが、行政や事 業者との話し合いの中で、変更が実現しました。

KC'sは2010年から、事業者と消費者との「双 方向コミュニケーション研究会」を開催してい ます。それは、事業者と消費者の率直な対話こ そが、消費者指向経営の土台だと考えているか らです。2012年からは、高齢者、大学生、子育 て層、障がい者と事業者との対話の実践を行っ ています。

3. KC's はこれから 何をしていくのか?

2016年10月1日に 「消費者裁判手続特 例法|が施行されま した。これによって、 特定適格消費者団体 が、消費者の集団的



被害を裁判を通して回復することができること になります。制度は、2段階で、被害者である消 費者からの授権を受けなければなりません。請 求の範囲も拡大損害や慰謝料が請求できないと いう限定的なものです。

しかし、例えば冠婚葬祭互助会の中途解約条 項の差止請求の事案では、その訴訟とは別に9 名の契約者からの不当利得返還請求が認められ ています。この事例では相当数の被害者がいて、 集団的な被害回復請求ができる可能性があるの です。私たちKC'sは、特定認定を受けて、その 役割を果たすつもりです。

4. 流通事業者の皆さんへ

流通事業者の皆さんは、直接、消費者と向き 合って業務を展開されています。一方で、景表 法などによる差止や集団的損害賠償の対象とな るかもしれません。ただ、対立的に消費者団体 をとらえるのではなく、取引を消費者の視点か ら公正にするパートナーとしてお考えいただ き、ぜひ適格消費者団体の活動をご理解下さる ようお願いする次第です。

【日本流通産業株式会社のご紹介】

日本流通産業株式会社は、1974年、有力チェーンスト ア7社が結束して発足、ニチリウグループを形成しました。 同グループ加盟社は、北海道から沖縄まで全国規模になっ ています。

ニチリウは、共同仕入はもとより、オリジナルブランド (※) の開発や、海外商品の開発輸入など共同体としてのメ リットを最大限に生かしながら、"世界のベストソースから 良い品をより安く"を合言葉に、常に新たな暮らしの創造に 向けて、積極的な業容の拡大に努めています。(※オリジナ ルブランド商品として、"くらしモア"というブランド名で、 食品を中心に衣料品、住居関連品を展開しています。)

現在の加盟チェーンストア16社と生活協同組合3生協 は、下記の通りです(50音順)。

株式会社イズミ、株式会社エコス、株式会社オークワ、 株式会社クリエイトエス・ディー、生活協同組合コープこ うべ、生活協同組合コープさっぽろ、株式会社さえきセル バホールディングス、サツドラホールディングス株式会 社、株式会社さとう、株式会社サニーマート、株式会社サ ンエー、株式会社仁科百貨店、株式会社ニチエー、富士シ ティオ株式会社、株式会社平和堂、株式会社ヤマザワ、生 活協同組合ユーコープ、株式会社ライフコーポレーション、 両備ホールディングス株式会社

■本社:大阪市中央区本町三丁目1番15号

■ H P: http://www.nichiryu.co.jp/

「投資家救済支援基金」より、寄附金100万円をいただきました。

2016年10月28日付で、「投資家救済支援基金」より、「KC'sが、消費者被害の救済とともに、 金融商品取引における消費者の被害救済に果たし得る役割と可能性には大きなものがあり、集団 的被害救済制度の活用に関する諸活動、とりわけ金融商品取引における消費者の集団的被害救済 において新制度を活用することに期待する」との主旨で、寄附金100万円をいただきました。

「投資家救済支援基金」のみなさまには、寄附をいただきましたことに、感謝を申し上げます。 ありがとうございました。以下、「投資家救済支援基金」のご紹介をいたします。

「投資家救済支援基金」は、個人投資家の集合訴訟となった「高木ファンド事件」での勝利を 記念し、担当弁護士の方たちが報酬金の一部を持ち寄り、平成26年秋に、個人投資家の被害救 済と権利向上を目指して設立されました。

また、その目的を、個人投資家の被害救済の弁護活動に対する経済的支援を行ない、かつ、同 弁護活動に資する幅広い情報収集と経験交流および学術研究に対する経済的支援を行ない、以上 のことにより、個人投資家の被害救済と権利向上を図ることに置かれています。

基礎構成員は、「高木ファンド事件」の弁護団員全員で、内部に理事会を設けており、現在の 理事長は三木俊博弁護士(太平洋法律事務所)が務められています。

また、前記目的に基づき、次のような事業活動を行なわれています。

- 1. 個人投資家の集団的および個人的(*)被害事件への資金供与
 - (*) 集団的被害救済制度の活用を含む。重要な個人的事件も含む。
 - (*) 専ら弁護団構成員の担当もしくは関与する事件を対象とする。
- 2. 上記事件の「調査活動」(いわば準備活動)への資金供与
- 3. 被害救済・権利向上のための情報収集(*)と研究活動への資金供与
 - (*)情報提供を含む。

「投資家救済支援基金」のみなさまには、重ねて感謝を申し上げるとともに、ご期待に沿える よう力を尽くして参ります。ありがとうございました。

差止裁判・申入れ活動について

(1) 家賃債務保証会社のフォーシーズ(株)に 対する差止訴訟の第1回裁判が行われました。

2016年10月24日、家賃債務保証会社のフォー シーズ㈱に対して、消費者契約法に違反すると 考えられる同社の保証契約条項の一部使用停止 を求め、消費者契約法の消費者団体訴訟制度に 基づく差止請求訴訟を大阪地方裁判所に提起し ていましたが、第1回期日(裁判)が、12月19 日(月)10:00より行われ、榎理事長より意見 陳述を行いました。

KC'sでは、理事会・検討委員会・検討グルー プに、裁判傍聴を呼び掛け、当日は、9名の傍聴 がありました。第2回期日は、3月10日(金)です。

(2) 簡易生命保険の約款をめぐる問題につ いて、独立行政法人 郵便貯金・簡易生命 保険管理機構に対して、「再要請書」を送 付しました。

簡易生命保険の約款をめぐる問題について、 当団体で、㈱かんぽ生命保険に対して2016年8 月23日付「要請書」を送付したところ、独立行 政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構より、 2016年9月29日付「回答」を受領しました。

同機構よりの「回答」を検討した結果、当団 体が要請した「保険金の支払いに関しての契約 内容」、とりわけ「保険金を受領できないケー スがありうること」についての充分な周知が、 まだ不足しているとの結論にいたり、2016年11 月25日付「再要請書」を送付しました。

【再要請の概要】

保険金受取人指定の確認を進め、被保険者死 亡の際のトラブル発生を防止するために、契約 者に渡す説明・案内等の書面に関して、以下の 点が契約者に伝わるよう改善を求めた。

1. 簡易保険法55条第2項の「遺族」に該当す

KC's NEWS No.64 2017.1 KC's NEWS No.64 2017.1